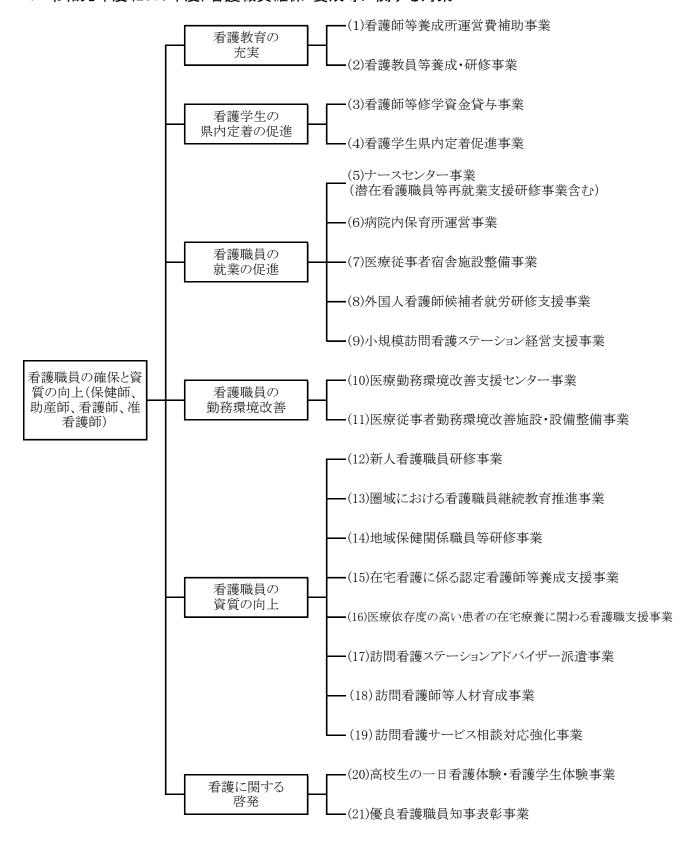
Ⅲ 看護職員確保対策

1 令和元年度(2019年度)看護職員確保・養成等に関する対策



2 令和元年度(2019年度)看護行政トピックス

看護師等を目指す看護学生を応援

看護師等修学資金貸与事業

看護師等を養成する看護師等学校養成所の在学者に、修学資金を貸与し、 修学を容易にすることにより、県内の看護職員の確保を図ります。







一定期間就業



看護学生に修学資金を貸与

看護師等として、 免除対象施設へ勤務

修学資金の返還免除

看護師等の就業を応援

ナースセンター事業

保健師、助産師、看護師、准看護師の資格を持つ未就業の方に、県内の医療機関等の求人情報等を紹介するなど、就業を支援します。

~主な事業内容~

ナースバンク



就業に関する相談支援

相談者の要望に 応じたきめ細かな 就業支援

【離職時等の届出制度】

看護師等が離職する際や免許を持ちながら看護職に 就いていない方がナースセンターに届出をします。 ⇒届出をした方に対し、求人している医療機関等 の情報をお伝えし、就業を支援します。



潜在看護師等再就業支援研修

くまもと復興応援ナース

熊本地震による被災地域 の医療提供体制の回復 に向け、看護師等の 短期間就業を支援

キャリアアップを応援

在宅看護に係る認定看護師等養成支援事業

在宅看護に係る分野の認定看護師等の資格取得に必要な経費を助成することにより、 需要が高<u>まって</u>いる在宅医療を担う人材の確保と質の向上を図ります。



より質の高い看護ケアに 関する知識・技術を習得! ケアが必要な方やその家族に対し、 適切な看護を提供します!

~補助対象~

認定看護師:14分野(在宅看護に係るもの)

認定看護管理者:サードレベル 特定行為研修修了者:21区分全て 特定行為研修指導者

熊本県看護師等修学資金貸与制度

1 制度の目的

保健師、助産師、看護師又は准看護師養成施設の在学者に修学資金を貸与し、修学を容易にすることにより、県内の看護職員の確保・充実を図るものです。

2 制度の概要

対象者	看護師等学校養成所に在学し、卒業及び免許取得後、 <u>熊本県内の免除対象施設において看護業務に従事</u> する予定の者(熊本県以外の出身者も対象となります)。							
貸与額		区	分	学校養成所	貸与月額	貸与年額		
		原体体。 叶老	·	民間立	36,000円	432,000円		
		保健師・助産師・看護師・		国公立	32,000円	384,000円		
		准看護師		民間立	21,000円	252,000円		
				国公立	15,000円	180,000円		
貸与期間	1年間(継続申請可能です。)							

3 返還の免除条件(平成30年度(2018年度)貸与者から免除条件を変更)

卒業後<u>2年以内</u>に免許を取得し、直ちに条例で定める施設で看護職員として下表の期間就業した場合、返還の債務が免除されます。

	市町村		熊本市を除く市町村		
対象施設		熊本市	へき地を有しない 圏域に所在	へき地を有する 圏域に所在	
c pc	200床以上 (※を除く)	対象外	5年 /		
病院	200床未満 (※を含む)				
診療所		5年		3年 (特定施設)	
	ション・介護老 等その他対象施設			4	

200 床以上の病院 (熊本市を除く) も新たに対象になりました!

へき地等に所在する施設 については、**就業期間を 3年に短縮**しました!

> An こちらからアク リ 回及**(数**法回 !

※精神病床が80%以上の病院等

詳細は県ホームページを ご覧ください! ⇒⇒⇒

4 「返還」が必要となるケース

<u>するようが必要となるとした</u> 移学生に以下のような事由が生じた場合、修学資金を**返還**しなければなりません。

- ①修学資金の貸与契約が解除されたとき(辞退、退学または在学中の死亡)
- ②卒業後、2年以内に看護職員の免許を取得しなかったとき
- ③卒業後、直ちに条例で定める施設等において看護業務に従事しなかったとき
- ④卒業後、直ちに業務に従事したが、返還債務の免除を受ける前に業務外の事由により 死亡し、又は施設等において看護業務に従事しなくなったとき

がんばるけん!



【制度についてのお問合せ先】

熊本県健康福祉部健康局 医療政策課 看護班

 $\mathsf{TEL}: \ 0\ 9\ 6\ -\ 3\ 3\ 3\ -\ 2\ 2\ 0\ 6$

